

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

香川厚生年金 事案 793 (事案 75 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和50年9月21日から51年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を50年9月21日、資格喪失日を51年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から51年4月1日まで
② 昭和51年9月4日から同年12月まで

第三者委員会から、平成20年8月6日付けで、A社及びB社で勤務した期間の厚生年金保険への加入を認めることはできないとの通知を受けたが、私と同様に運転手として両社で勤務していた二人の同僚を思い出したので、当該同僚二人が厚生年金保険に加入していれば、私も加入していたはずであるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の元事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、「私がA社に入社した契機は、新聞紙面で同社が運転手を募集している求人広告を見たことであり、入社時期は、同社の新しい社用車が納車される2か月ほど前であった。」と主

張しているところ、昭和 50 年 5 月 25 日付けの C 新聞紙上に、同社が自家用運転手を募集している求人広告が掲載されていること、及び同社に社用車を販売した自動車販売業者から提出された車両証明書から、当該社用車は、同年 8 月 30 日付けで納車されていることが確認できることから、申立人は、同年 6 月頃から A 社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人は、「私と同様に運転手として A 社で勤務していた二人の同僚が厚生年金保険に加入していたのであれば、私も加入していたはずである。」と主張しているところ、申立人と同様に同社の運転手であった同僚は、「私と申立人ともう一人の同僚が、同社の運転手として勤務していた。」と供述している上、当該同僚ともう一人の同僚の二人の運転手は、それぞれ申立期間中に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社の申立期間当時の経理担当であった従業員及び同社の営業店舗の元責任者は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、「同社は、3 か月間の試用期間の経過後も継続して勤務している社員については、全員厚生年金保険に加入させていたはずである。」と供述しているところ、前述の同社の運転手であった同僚は、「前勤務先を退職してすぐの昭和 50 年 12 月初旬に同社に入社したが、厚生年金保険には、試用期間と給与締め日（毎月 20 日）の関係からか、51 年 3 月 21 日に加入したことになる。」と供述していることから、同社では、入社後約 3 か月間の試用期間を設け、試用期間が経過した後も継続して勤務している者については、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの今回新たに判明した事実を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月 21 日から 51 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の新聞紙上の A 社の求人広告の記載及び二人の運転手の標準報酬月額の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る申立てについては、申立人が、B 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 51 年 9 月 4 日に健康保険任意継続被保

険者資格を取得していること、雇用保険被保険者記録において同年9月3日に離職していること、及び給与から厚生年金保険料の控除が行われたことが確認できる関連資料等が見当たらないことなどから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②について、前述のとおり、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、昭和51年9月4日に健康保険任意継続被保険者資格を取得した旨記載されていることのほか、同被保険者としての住所を申立人の本籍地に変更していることが確認できることから、申立人が、自ら同被保険者資格取得手続及び住所変更手続を行ったものとするのが自然である。

また、前述の申立人と同様に運転手であった同僚は、「私がB社を退社した時期と厚生年金保険の資格喪失日は、ほぼ同時期である。」旨供述している上、同社の複数の同僚は、「同社では、社員は全員社会保険に加入しており、自分の意思では脱退ができなかったと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月25日から34年3月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年4月25日に、資格喪失日に係る記録を34年3月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を31年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から32年7月までは1万円、同年8月から33年9月までは1万4,000円、同年10月から34年2月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月から29年9月まで
② 昭和31年1月から34年5月まで
③ 昭和36年1月から40年12月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①のB社、申立期間②のA社及び申立期間③のC社で勤務していた期間が厚生年金保険の加入記録とされていない。

申立期間にそれぞれ勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和31年7月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が確認できる申立人の実弟が、「私が入社した時点で申立人は在籍していた。」と供述していること、申立人の上司が、「申立人が先に入社し、3か月程経って申立人の実弟が入社してきた。」と供述していること、及び申立人が記憶している副工場長の結婚式について、当該副工場長が、「私の結婚式は34年3月*日であった。同社で勤務していない人を結婚式に呼ぶことはないので、申立人も私

の結婚式が行われた時点では在籍していたと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間②のうち、31年4月25日から34年3月8日までの期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「在籍中はD業務をしていた。」と主張しているところ、申立期間②に申立人と同じ業務内容であった全ての同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、複数の同僚が供述する従業員数とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間②当時の被保険者数がほぼ一致していることから判断すると、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の標準報酬月額から、昭和31年4月から同年9月までは8,000円、同年10月から32年7月までは1万円、同年8月から33年9月までは1万4,000円、同年10月から34年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃止されており、事業主に確認することができないが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から34年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和31年1月から同年4月24日までの期間及び34年3月9日から同年5月までの期間について、申立人がA社で勤務していたことを裏付ける同僚等の供述は得られず、ほかに申立人が当該事業所において勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間①について、申立人は、E市F区GにあったB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所について厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び事業主による厚生年金

保険料控除の事実について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人がC社と一緒に勤務していたと主張している同僚は、申立期間③前の昭和35年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失している記録となっていることが確認できるところ、当該同僚は、「私より少し後に入社してきたと思う。」と供述している上、申立人が一緒に勤務していたと主張する別の同僚から聴取した申立人と同職種の同僚の在籍時期から判断すると、申立人は申立期間において、C社で勤務していたとは考え難い。

また、前述の同僚2人は、申立人の在籍期間について記憶していない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③において同被保険者資格を取得している記録が確認できる23人に照会を行ったところ、いずれの同僚も申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、C社は、「申立人が在籍していたことが分かる資料、保険料控除が確認できる資料は廃棄している。」と回答しているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間③に申立人の氏名は確認できず、一方、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、昭和31年1月から同年4月24日までの期間及び34年3月9日から同年5月までの期間並びに申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私はA社にB業務員として勤務し、申立期間において同社から 20 万円の給与を支給されていたにもかかわらず、年金事務所の記録では申立期間の標準報酬月額が 11 万円となっていることに納得できない。

A社における給与明細書を所持していないため、裏付けとなる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、平成 5 年 9 月 1 日付けで、11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間に在籍していた事業主を含む同僚 13 人のうち 5 人の標準報酬月額の記録が、申立人と同様に平成 5 年 9 月 1 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、申立人は、「当時の報酬月額は 20 万円程度で、申立期間中に給与が減額されたことは無い。事業主からも標準報酬月額を引き下げる旨の説明は無かった。」と主張している上、申立期間当時の同僚からも、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（11 万円）に見合う額に減額されたことをうかがわせる供述は得られない。

また、年金事務所にはA社に係る滞納処分票等が保管されていない上、申立期間当時の代表取締役は所在不明であることから供述を得ることができないものの、申立期間当時の同僚の供述から、同社は申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、B業務員として勤務していたと主張しているところ、複数の同僚が、「申立人はB業務員として勤務していた。」と供述している上、A社に係る商業登記簿において、役員欄に申立人の氏名は無いことから、申立人が当該遡及訂正について関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年9月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について同年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、遡及訂正前の記録である20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和60年3月1日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月31日から60年3月1日まで
年金の加入記録の確認を行ったところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和59年7月31日から60年3月1日までの期間の記録が欠落しているため、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録において、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和50年5月1日、離職日は60年2月28日となっていること、及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和59年8月から60年3月までの給料明細書から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は、昭和60年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の約3年前の昭和56年11月9日から59年12月20日までの間に被保険者資格を取得している者のうち、申立人の資格喪失日である昭和59年7月31日時点で在籍していたと認められる被保険者が34人いることが確認でき、そのうちの22人は、同年10月1日の定時決定の記録を取り消された上で、同年7月31日に遡って被保険者資格の喪失処理をされていること、及び当該喪失者に係る健康保険証の返納

日は、日付が判読できない3人を除く19人は、いずれも申立人と同様に資格喪失日より約8か月後の60年4月17日となっていることが確認できる。

なお、昭和59年7月31日以降も厚生年金保険被保険者資格が継続している14人のうち、供述が得られた5人は、「自分の年金記録が資格喪失日まで続いている理由について心当たりは無い。」と供述しているものの、そのうちの一人が、「59年8月に病気で入院した。」旨を供述していること、及び別の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の裏面に同年7月31日以降の通院記録が確認できる等の周辺事情を踏まえると、同日以降60年3月1日までの間に当該14人が健康保険被保険者証を使用していたため、当該喪失処理の対象とならなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である60年3月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年6月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

香川国民年金 事案 418 (事案 336 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年5月までの期間及び16年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月及び同年5月
② 平成16年9月から同年11月まで

納付を裏付ける新たな資料、事情等はないが、私は間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付しており、前回の申立ての結果に納得ができない。収入が無く、保険料を納付できない時期もあったが、遅れながらもきちんと納付していたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立期間①に係る申立てについては、オンラインの適用勧奨記録から、当該期間に係る平成12年4月15日の国民年金被保険者資格を取得したのは、当該期間後に被保険者取得勧奨に係る勧奨一覧が作成された13年8月23日以降と考えられ、国民年金保険料を現年度納付した形跡はうかがえないこと、
ii) 申立期間②に係る申立てについては、A年金事務所が保管する当該期間を含む16年9月から18年12月までの領収済通知書の中に、申立人の当該期間に係る領収済通知書は見当たらないこと、及びオンラインの納付督促事蹟から、当該期間の保険料を納付した形跡はうかがえないことなどとして、既に当委員会の決定に基づく22年6月23日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付しており、上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで

私は、平成 12 年 4 月より A 町役場(現在は、B 市役所)に勤務していたが、勤務時間が週 30 時間を超えていたことから、17 年 6 月に社会保険事務所(当時)が同町役場に対して厚生年金保険への加入指導を行い、15 年 7 月まで遡って、厚生年金保険被保険者となった。社会保険事務所の職員又は同町役場の担当者が厚生年金保険の加入基準を熟知していれば、勤務開始当初から加入できたはずなので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市役所人事課から提出された「職員の臨時的任用承認申請書」及び「タイムカード」によると、申立人は、申立期間を含む平成 12 年 4 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までの期間、A 町役場に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 市役所人事課の現在の担当者は、「当市は、申立人を採用した平成 12 年 4 月 1 日の時点では、2 か月の臨時的任用であることから、健康保険法及び厚生年金保険法に照らして申立人を社会保険に加入させる必要は無いと判断した。」と供述している上、同市役所人事課から提出された「嘱託・臨時職員給与状況一覧表」、「支出調書」及び「事業・事務・出役伝票」によると、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人は「勤務当初から厚生年金保険には加入できないと思っていたので、厚生年金保険料を支払うはずが無いし、給与は現金で支給されていたが、厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年4月1日まで

私の夫は、昭和28年4月1日から50年*月*日に死亡退職するまで、A社に継続して勤務していた。同社B支店C事務所の社名が印刷された封筒及び便せんを使用した郵便物（28年5月15日及び同年8月1日付けで作成）や写真（29年3月11日撮影）が残っており、申立期間においても、同社に勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、A社B支店C事務所において同僚と撮影した写真（昭和29年3月11日撮影）並びに同社の社名が印刷された封筒及び便せんを使用して申立人が作成した郵便物（28年5月15日及び同年8月1日付けで作成）から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社同支店同事務所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の雇用形態について、A社B支店C事務所における複数の同僚は、「申立人は、申立期間は臨時職員だった。」、「申立人は臨時職員として採用され、1、2年後に正社員となった。」旨供述している上、同社保管の申立人が正社員としての入社に当たって作成したと考えられる履歴書の作成年月日が昭和30年3月25日付けであることが確認できる。

また、A社本社の現在の担当者は、「当時の臨時職員の取扱いについては分からないが、通常、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたと思う。」と供述しているところ、申立人の同社B支店における雇用保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる上、

同社同支店における同僚は、「私は臨時職員として昭和 25 年 7 月 25 日に同社同支店に入社したが、正社員となった同年 12 月 1 日に厚生年金保険と雇用保険に同時に加入したと思う。」と供述しているとともに、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日及び雇用保険被保険者資格取得日は、正社員となった同年 12 月 1 日であることが確認できることから、同社では、臨時職員を厚生年金保険に加入させない取扱いであった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から同年8月12日まで
② 昭和31年10月1日から33年3月1日まで

年金事務所で年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらったが納得がいかない。

申立期間前に勤務していた昭和22年10月20日から29年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求した覚えがあるが、申立期間については、同手当金を請求し受け取った覚えがないので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されている上、オンライン記録上の脱退手当金は、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があったところ、申立期間②の事業所を退社後、昭和39年12月1日に他の事業所で再加入するまで厚生年金保険の加入履歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

非常勤から常勤に身分が変わっただけで申立期間においてもA大学(現在は、国立大学法人B大学)で引き続いて勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白は無い。厚生年金保険被保険者資格が昭和 59 年 3 月 31 日に喪失したことになっている国(厚生労働省)の記録は納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国立大学法人B大学から提出された人事記録から、申立人は、昭和 58 年 9 月 1 日付けで59年 3 月 30 日を任用の終期とする日々雇用の技術補佐員として採用され、任用期間が終了した同年 3 月 30 日に退職していることが確認できる。

また、国立大学法人B大学から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は、昭和 59 年 3 月 30 日に退職し、同年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、国立大学法人B大学は、「文部省(当時)の通知により、当時の日々雇用の非常勤職員は月末の1日前までを任用の終期として任用を日々更新し、任用更新の終期到来後は会計年度(4月～翌年3月)を超えて引き続いて採用しない取扱いであった。」と回答している。

加えて、国立大学法人B大学は、「申立人は昭和 59 年 3 月 30 日に退職していることから、同年 3 月分の厚生年金保険料については給与から控除していない。」と供述しているほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所

持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 54 年 4 月 28 日まで
A 医院に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低い金額で届け出されているため、調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人から提出された給与明細書で確認できる期間（昭和 51 年 8 月から 53 年 12 月までの期間）の報酬月額に基づく標準報酬月額は、一部の期間を除きオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、全ての期間についてオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該給与明細書で確認できる期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、申立人から給与明細書の提出がない期間（昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間）については、現在の事業主は、当時の資料が無く一切不明である旨を回答していることから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないものの、前述の給与明細書で確認できる期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料が給与から控除されていることから判断すると、当該期間においても同様の取扱いをされていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。